

平成16年事業所・企業統計調査の概要

1 調査の目的

事業所・企業統計調査は、我が国のすべての事業所を対象として、事業の種類や従業者数など事業所及び企業の活動の基本となる事項について調査し、事業所の地域別、産業別、従業者規模別などの分布を明らかにすることにより、国をはじめ、都道府県、市区町村における各種行政施策の企画立案のための基礎資料を提供するとともに、各種統計調査のための資料を提供することを目的としている。

2 調査の沿革

この調査は、統計法に基づく指定統計調査（指定統計第2号）として、昭和22年に「事業所統計調査」の名称で開始された。昭和23年の第2回調査から昭和56年の第13回調査までは3年ごとに、昭和61年の第14回調査以降は5年ごとに実施されている。

平成8年には企業の活動を調査する事項等が充実されたことにより、名称が「事業所・企業統計調査」に変更されたほか、5年ごとの本調査の中間年（本調査実施後の3年目）に民営の事業所を調査対象とする簡易な調査を行うことが定められた。

平成16年事業所・企業統計調査はこの簡易調査として、平成11年調査に次いで2回目当たる。

なお、今回の調査は、記入者負担の軽減等の観点から、平成16年商業統計調査及び平成16年サービス業基本調査と同時に一枚の調査票で実施された。

3 調査の期日

平成16年6月1日現在で実施した。

4 調査の対象

調査の期日現在、埼玉県内に所在するすべての民営事業所を対象とした。

ただし、次の事業所については調査の対象外とした。

- (1) 個人で農業・林業・漁業のみを行っている、農・林・漁家
- (2) 個人の家庭に雇用されて家事労働に従事する人などの家事サービス業
- (3) 大使館・領事館など外国公務に従事する事業所
- (4) 駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など、料金を支払って出入りする有料施設の中にある事業所（ただし、公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所については調査対象とする。）
- (5) 家事労働の傍ら特に設備を持たないで賃仕事をしている個人の世帯
- (6) 百貨店、スーパーマーケットなどの構内で「消化仕入れ」している事業所や専従の従業者がいない事業所（テナントは調査対象とする。）

*消化仕入れ：百貨店やスーパーなどが他の販売業者に店舗内の一部で商品を販売させ、売上金は百貨店やスーパーが一括管理し、一定期日に販売した商品の仕入相当額を販売業者に支払う形態

*テナント：百貨店やスーパーなどの構内の一区画を賃借し、出店している別経営の事業所

- (7) 収入を得て働く専従の従業員がいない事業所
- (8) 開業準備中、清算中、休業中で、調査期日に専従の従業員がいない事業所
- (9) 季節的に営業する事業所で、調査期日に専従の従業員がいないもの

5 調査の単位

原則として、1区画の場所で同一の経営者が営んでいる事業所を調査単位とした。

同一の経営者が異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれ異なる場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者ごとに1事業所とした。

なお、次に掲げるものについては、例外的な扱いをした。

(1) 建設業

作業の行われている工事現場、現場事務所などは、それらを直接管理している本社、支店、営業所、出張所などの事業所に含めて調査した。

また、自営の大工、左官、塗装工事・屋根工事・配管工事・電気工事などの業者については、工事現場では調査せず、それらの業者の事務所又は自宅で、その従業員も含めて調査した。

(2) 運輸業

鉄道、自動車、船舶、航空機などによる運輸業は、管理責任者のいる場所を事業所とした。

鉄道業について、駅、車掌区、車両工場などは、それぞれを1事業所とした。

ただし、駅長、区長などの管理責任者の置かれていない事業所は、管理責任者のいる事業所に含めて調査した。

(3) 学校

小学校、中学校などが併設されている場合は、それぞれを1事業所とした。

したがって、同一の学校法人に属する幾つかの学校、例えば、大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園などが同一構内にあるような場合、学校ごとにそれぞれ1事業所とした。

ただし、高等学校に併設されている定時制課程などは別の事業所とせず、その高等学校に含めて調査した。

用語の説明

1 事業所・企業

事業所とは、物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所をいい、原則として事業が単一の経営主体のもとで従業者と設備を有して継続的に行われているものをいう。

企業とは、株式会社、有限会社、合名会社、合資会社及び相互会社をいう。

2 経営組織

民営の事業所

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

個人

個人が事業を営んでいる場合をいう。

法人組織になっていない共同経営の場合も個人とした。

法人

法律の規定により法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。

会社

株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、相互会社及び外国の会社をいう。

外国の会社

外国において設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により日本にその事務所などを登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加している、いわゆる「外資系の会社」は、外国の会社とはしない。

会社以外の法人

法人格を持っているもののうち、会社以外の法人をいう。

例えば、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、生活協同組合、農業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格をもつもの）、共済組合、信用組合、国民健康保険組合、信用金庫、日本放送協会（NHK）、住宅供給公社、土地開発公社、土地改良区、事業団・公団などの特殊法人、独立行政法人（旧特殊法人・旧認可法人）など

法人でない団体

団体であるが法人格のないものをいう。

例えば、同窓会、後援会、学会、労働組合（法人格をもたないもの）など

3 従業者

従業者とは、調査日現在、その事業所で働いているすべての人をいう。ただし、その事業所で働いている人であっても、そこから賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とした。

利 用 上 の 注 意

- 1 本調査結果は、民営の事業所について、埼玉県が総務省統計局の確報集計を基に作成したものである。
- 2 端数処理を四捨五入により行っていることから、合計の数字と内訳の計とが一致しない場合がある。
- 3 統計表の中で用いた記号の意味は以下のとおりである。
 - 「—」 : 該当する数値がないことを表す
 - 「0.0」 : 単位未満の数値であることを表す
 - 「△」 : 負（マイナス）の数値を表す

- 4 年率は次の式により計算した。

$$\left[\sqrt[n]{\frac{\text{当該調査年の事業所（従業者）数}}{\text{前回調査年の事業所（従業者）数}}} - 1 \right] \times 100 (\%)$$

ただし、nは前回調査年から当該調査年までの年数である。

※ 過去の調査実施日は次のとおり

昭和44年：7月1日、昭和47年：9月1日、昭和50年：5月15日、
昭和53年：6月15日、昭和56、61年、平成3年：7月1日、平成8年：10月1日
平成11年：7月1日、平成13年：10月1日

- 5 市町村名は、平成16年6月1日現在のものである。
- 6 事業所の産業分類は、事業所の主な事業の種類（原則として過去1年間の販売額又は収入額の多いもの）により、第11回日本標準産業分類（平成14年3月7日総務省告示第139号）に基づき分類した。なお、一部の小分類項目については、分割したのもも小分類としている。
- 7 平成13年調査結果は、日本標準産業分類の改訂に伴い組み替えているため、過去に公表した数値と異なる場合がある。（個人経営のもやし製造業は総数から除外している。）
- 8 本報告書においては、事業内容等が不詳の事業所を除いている。

9 産業大分類「J卸売・小売業」では、一部定義が異なる部分があるため、商業統計調査の集計結果とは一致しない。

<問い合わせ先>

埼玉県総務部統計課商工統計担当

電話 048-830-2324 (直通)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BP00/index.html>